

[事案 2024-121] 入院一時金支払請求

・令和7年3月14日 裁定終了

<事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、入院一時金が支払われなかったことを不服として、入院一時金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年12月に睡眠時無呼吸症候群の疑いで検査入院したため、令和5年11月に契約した組立型保険にもとづき入院一時金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下等の理由により、入院一時金を支払ってほしい。

(1)告知手続をした令和5年10月下旬当時、睡眠時無呼吸の症状は出ておらず、自覚していなかった。

(2)申込手続前に受けた定期健康診断においても異常の結果は出ておらず、告知義務違反はない。

(3)主治医に対して、令和5年1月頃に妻から自分が寝ている際に1度呼吸が止まっていた旨を指摘されたことが睡眠時無呼吸症候群について調べるきっかけであったと伝えたところ、AHI（無呼吸低呼吸指数）が5以下であれば正常であるため、妻はたまたま1度呼吸が止まっているところを見ただけかもしれないなどと説明を受けた。自分は、令和5年1月以降同年10月まで、妻から睡眠時の無呼吸につき指摘されたことはない。

(4)病院で受診したきっかけは、令和5年10月に昇任し、重責によりストレスがあり、同年11月頃から起床時に疲れが取れていない感覚があったためである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)申立人は、本契約の責任開始期から僅か10日後に病院で受診し、その際に、「令和5年1月頃から、家人より睡眠時の無呼吸を指摘されたため、検査希望」という旨の受診理由を述べた。

(2)本契約の約款では、責任開始期前に発病した疾病の治療を目的とした入院の場合、「責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合」には入院一時金の対象となる場合があるが、本入院に係る睡眠時無呼吸症候群は、申立人が責任開始期より前から自覚していた症状である。

(3)責任開始期から僅か10日の間に、申立人が初めて睡眠時無呼吸症候群を自覚し、直ぐに検査を希望して医師の診察を受けるとは考え難い。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続時の事情や医療経過等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。